

茨城県動物の愛護及び管理に関する条例が改正されました

動物愛護の普及啓発と適正飼養の推進を図るため、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

①飼い猫の屋内飼養

屋外は猫にとって交通事故や感染症など危険がいっぱいです。また、ふん尿やいたずらなどで、近隣とのトラブルになることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、飼い猫は屋内での飼育に努めましょう。

②災害時の備え

災害は突然起こります。いざという時に家族であるペットが共に安全に避難し、一緒に暮らせるように日頃から心構えと備えが大切です。ペットの健康管理としつけ、迷子にならないための名札等の装着、ペット用品の備蓄などに努めましょう。

③特定動物（危険な動物）の逸走時の通報

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく特定動物の飼養または保管の許可を受けた施設から特定動物が逸走したときに、飼い主から県への通報を義務付けました。

④県の責務

県は、県民、動物を取り扱う者および民間団体等との適切な連携に努めることを定めました。

⑤動物を取り扱う者の責務

動物の飼い主などの動物を取り扱う者は、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策等に協力するよう努めることを定めました。

⑥抑留した犬の生存機会の拡大

所有者への返還の機会を増やすため、抑留した犬の公表日数を2日間から4日間に延長し、返還の申し出がなかった犬の新たな飼い主への譲渡を推進することを定めました。

施行日 ①～③ 平成26年4月1日

④～⑥ 平成25年12月19日

●問合せ先

- 県保健福祉部生活衛生課 ☎ 029-301-3418
- 茨城県動物指導センター（笠間市日沢47）
☎ 0296-72-1200 HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/>



消費税率改定に伴う施設使用料金等の改定

市では、各施設の使用料等および個人負担金等について、4月1日から一部改定を行います。

対象となる施設・項目は、次のとおりです。引上率に準じた3%を引き上げます（原則施設使用料については端数が10円未満は切り捨て）。ご理解とご協力をお願いします。

※戸籍、住民票、その他の諸証明等の手数料は現行どおり

●施設使用料が改定される施設名・問合せ先

施設名	問合せ先
中央公民館	☎ 48-6731
郷州公民館	☎ 48-6711
高野公民館	☎ 45-5411
北守谷公民館	☎ 47-0111
市民交流プラザ	☎ 45-2278 児童福祉課 内線 151
南守谷児童センター	☎ 21-1224 児童福祉課 内線 151
文化会館	☎ 48-7911
もりや学びの里	市民協働推進課 内線 134 生涯学習課 内線 277
運動公園（野球場、自由広場）、都市公園（テニスコート、野球場等）	市民協働推進課 内線 134 建設課 内線 252
瓜代農園	経済課 内線 264
新守谷自転車駐車場（定期使用料）	☎ 48-0249 交通防災課 内線 139

●個人負担金等・問合せ先

子育て講座参加負担金	子育て支援センター ☎ 45-2462
食の自立支援事業利用料・徘徊高齢者位置情報検索端末機貸与事業	介護福祉課 内線 175
都市計画図	都市計画課 内線 243
富士登山参加者負担金・自然体験教室参加者負担金	生涯学習課 内線 279
健康診査および検診受診時個人負担金	保健センター ☎ 48-6000
学校給食費	学校給食センター ☎ 48-0253

施設使用料金等の詳細は市ホームページに掲載しています。HP <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>